

# 第2章 融雪災害対策計画

## 第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

## 第2節 融雪災害体制の確立

### 第1 雪害対策の実施機関及び責務

本編第1章第2節「第1 雪害対策の実施機関及び責務」を準用するほか、石狩川開発建設部千歳川河川事務所、王子製紙苫小牧工場を加える。

### 第2 融雪災害情報の連絡体制

#### 1 気象情報の把握

融雪期においては、札幌管区気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降雪状況を的確に把握し、低気圧の経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

#### 2 雪害情報の連絡体制

気象その他の雪害情報の連絡体制は、次のとおりとする。

